

別表第1（第3条関係）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1級又は2級の下肢、腕、脚等の訓練のできる器 体幹機能障害の身体 障害者及び寝たきり の状態にある難病患 者等	腕、脚等の訓練のできる器 具を付帯し、原則として対 象者の頭部及び脚部の傾 斜角度を個別に調整でき る機能を有するもの。	8年	154,000円
	特殊マット	常時介護を要する1 級の下肢、体幹機能障 害の身体障害者及び 寝たきりの状態にあ る難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等 による汚染又は損耗を防止 できる機能を有するもの。	5年	19,600円
		障害の程度が㊤又は Aの知的障害児・者及 び1級又は2級の下 肢、体幹機能障害の身 体障害児（原則として 3歳以上の者）	失禁等による汚染又は損 耗を防止するためのマッ ト（寝具）にビニール等 の加工をしたもの。		
	特殊尿器	常時介護を要する1 級の下肢又は体幹機 能障害の身体障害者、 身体障害児（原則と して学齢児以上の者）及 び自力で排尿できな い難病患者等	尿が自動的に吸引される もので対象者又は介護者 が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
	入浴担架	1級又は2級の下肢、 体幹機能障害の身体 障害者であって、入浴 に当たって家族等他 人の介助を要する者 及び身体障害児（原則 として3歳以上の者） であって、入浴に介護 を要する者	対象者を担架に乗せたま まりフト装置により入浴 させるもの。	5年	82,400円
	体位変換器	1級又は2級の下肢、 体幹機能障害の身体 障害者及び身体障害 児（原則として学齢児 以上の者）であって、 下着交換等にあたっ て家族等他人の介助 を要する者並びに寝 たきりの状態にある 難病患者等	介護者が対象者の体位を 変換させるのに容易に 使用し得るもの。	5年	15,000円
	移動用リフト	1級又は2級の下肢、 体幹機能障害の身体	介護者が対象者を移動さ せるにあたって、容易に 使	4年	159,000円

		障害者、身体障害児（原則として3歳以上の者）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		
	訓練いす	1級又は2級の下肢、体幹機能障害の身体障害児（原則として3歳以上の者）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	1級又は2級の下肢、体幹機能障害の身体障害児（原則として学齢児以上の者）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴の介助を要する下肢、体幹機能障害の身体障害者、身体障害児（原則として3歳以上の者）及び入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	1級又は2級の下肢、体幹機能障害の身体障害者及び常時介護を要する難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く。	8年	便器 4,450円
		1級又は2級の下肢、体幹機能障害の身体障害児（原則として学齢児以上の者）	手すり付きのもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く。		手すり（便器に取り付けた場合） 5,400円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの。	3年	木製 2,310円 軽金属製 3,150円
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者及び身体障害児（原則として3歳以上の者）及び下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	60,000円	

			ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	平衡機能、下肢又は体幹機能障害の身体障害児（者）で、よく転倒する者並びに障害の程度が㊤又はAの知的障害児（者）及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者	A：スポンジ、革が主材料 B：スポンジ、革、プラスチックが主材料		3年	A：12,160円 B：29,400円
特殊便器	1級又は2級の上肢障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）障害の程度が㊤又はAの知的障害児（者）であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢機能に障害のある難病患者等	温水温風で洗浄できる機能を有するもので知的障害者を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く		8年	151,200円
火災警報器	障害等級が1級又は2級の身体障害児（者）及び障害の程度が㊤又はAの知的障害児（者）で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。		8年	15,500円
自動消火器	障害等級が1級又は2級の身体障害児（者）、障害の程度が㊤又はAの知的障害児（者）及び難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。		8年	28,700円
電磁調理器	1級又は2級の視覚障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び障害の程度	対象者が容易に使用し得るもの。		6年	41,000円

		が㊤又はAの知的障害者			
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	1級又は2級の視覚障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	2級の聴覚障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音・声音等を視覚、触覚等により知覚等できるもの。	10年	87,400円
在宅療 養等支 援用具	透析液加温器	1級又は3級の腎臓機能障害で自己連続携行腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障害者及び身体障害児（原則として3歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
	ネブライザー	1級又は3級の呼吸器機能障害若しくは同程度の身体障害児（者）であって、呼吸加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図る必要性があると認められる身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）並びに呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
	電気式たん吸 引器	1級又は3級の呼吸器機能障害若しくは同程度の身体障害児（者）であって、必要と認められる身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）並びに呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
	酸素ボンベ運 搬車	身体障害者手帳の交付を受けており、医療保険における在宅酸素療法を行っている身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
	盲人用体温計	1級又は2級の視覚	対象者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円

	(音声式)	障害であって、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者、若しくは身体障害児（原則として学齢児以上の者）で当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である者	るもの。		
	盲人用体重計	1級又は2級の視覚障害の身体障害者であって、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯である者	対象者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢体不自由の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文書に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	1級又は2級の視覚、上肢機能障害の身体障害者で、情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により社会参加が見込まれる者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器（インテリキー、ジョイスティック等）及びソフト（視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等）で、対象者が容易に使用し得るもの。	5年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
	点字器	視覚障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの。 標準型A：32マス18行、両面書、真鍮板製 標準型B：32マス18行、両面書、プラスチック製	標準型 7年 携帯用 5年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円 携帯用A 7,416円

			携帯用A：32マス4行、片面書、アルミニウム製 携帯用B：32マス12行、片面書、プラスチック製 ※ いずれも点筆を含む		携帯用B 1,699円
点字タイプライター	1級又は2級の視覚障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）であって、就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者		対象者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1級又は2級の視覚障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの。	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	1級又は2級の視覚障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者		画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000円
盲人用時計	1級又は2級の視覚障害の身体障害者（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）		対象者が容易に使用し得るもの。	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障害者及び		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの。	5年	71,000円

		身体障害児（原則として学齢児以上の者）			
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害の身体障害者及び身体障害児（原則として3歳以上の者）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの。ただし、取付工事費、機器の設置にあたって派生的に発生する周辺経費は除く。	6年	88,900円
	人工喉頭	音声・言語機能障害で、喉頭を摘出した身体障害児（者）	笛式で呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は電動式で顎下部等に於てた電動板を駆動させて経皮的に音源を口腔内に導き構音化するものであり、対象者が容易に使用し得るもの。	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150円 気管カニューレ付きの場合 8,343円 電動式 72,203円
	ファックス (貸与)	2級又は3級の聴覚障害若しくは3級の音声・言語機能障害であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる身体障害者で、電話（難聴用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者	対象者が容易に使用し得るもの。	—	7,700円
	福祉電話（貸与）	原則として2級以上の難聴者又は外出困難な身体障害者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者で、障害者のみの世	対象者が容易に使用し得るもの。	—	83,300円

		帯及びこれに準ずる世帯の者			
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者及び視覚障害児（原則として学齢児以上の者）	点字により作成された図書（月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書に限る。）で、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。	—	点字図書価格

排泄管理支援用具	ストマ用装具（ストマ用品、洗腸用具）紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	<p>① ぼうこう・直腸機能障害によりストマを造設している身体障害児（者）</p> <p>② 3歳以上であって治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある障害児（者）で、紙おむつ等を必要とする者</p> <p>③ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な障害児（者）</p>	<p>蓄便袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋、蓄尿袋は低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きで、それぞれラテックス製又はプラスチックフィルム製のものであり、対象者等が容易に使用し得るもの。</p> <p>紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品は、一般に販売されている紙おむつ等と同等の機能を有するもので、対象者等が容易に使用し得るもの。</p>	—	<p>蓄便袋 8,858円</p> <p>蓄尿袋 11,639円</p> <p>紙おむつ等 12,000円</p>
	収尿器	肢体不自由で高度の排尿機能障害のある身体障害児（者）	<p>男性用は採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付いており、ラテックス製又はゴム製のものであり、女性用については耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもので、対象者等が容易に使用し得るもの。</p>	1年	<p>男性用普通型 7,931円</p> <p>男性用簡易型 5,871円</p> <p>女性用普通型 8,755円</p> <p>女性用簡易型 6,077円</p>

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害等級3級以上の身体障害者及び身体障害児（原則として学齢児以上の者）並びに下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。住宅改修の範囲 1 手すりの取付け 2 床段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 4 引き戸等への扉の取付け 5 洋式便所等への便器の取付け 6 その他各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1回のみ	200,000円
補助具	ストマ用装具	ストマ造設者で、ぼうこう又は直腸機能障害による身体障害者手帳を所持していない障害児（者）で、かつ、ストマ造設日より6か月を経過していない者（手帳申請中の者も含む。）	蓄便袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋、蓄尿袋は低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きで、それぞれラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。	—	蓄便袋 8,858円 蓄尿袋 11,639円

備考

- 1 乳幼児期以前の脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 ストマ用装具及び紙おむつ等の基準額は、1か月あたりの額とする。
- 4 T字状・棒状のつえについては価格に5%、頭部保護帽、点字器、人工喉頭、ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）及び収尿器については価格に3%をそれぞれ加算した額を基準額とする。